

# 災害から自分の身を守りましょう！

## —北広島町災害時要援護者避難支援制度のお知らせ—

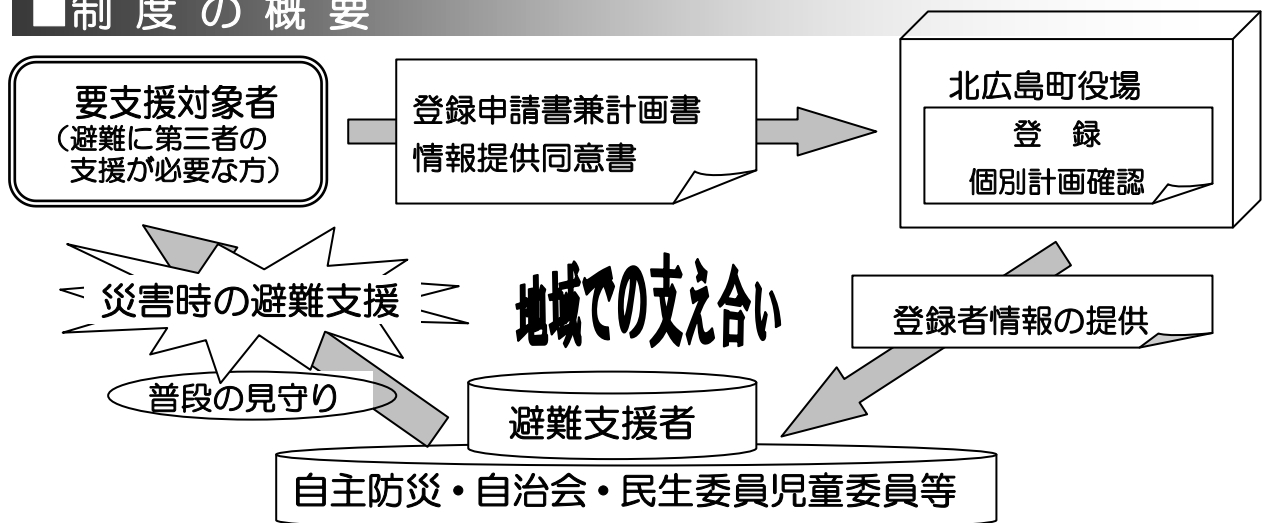
町では、災害が発生したときや災害のおそれがあるとき、第三者の支援が必要な高齢者や障害のある方に対して、災害に関する情報の伝達や避難などの手助けが地域の中でできるよう、この支援制度を行っています。

災害時の避難及び普段の安心にご活用ください。

### ■災害時要援護者避難支援制度とは・・・

- 災害時に、高齢や障害などで自力又は家族の力だけでは避難することが困難な方（要支援対象者）をあらかじめ登録し、平常時における見守りや災害が発生したときの避難支援活動に役立てる制度です。
- 個人情報の提供に同意される方に、登録申請書を提出していただきます。
- 登録された情報は、避難支援者や地域の避難支援団体に提供し、災害時の際の安否確認や避難誘導を円滑に行えるよう共有します。

### ■制度の概要



### ■登録できる方（要支援対象者）は・・・

災害の際に避難支援が必要な方の中で、在宅で生活しておられ、「居住環境において被災する恐れがあり、第三者の支援がなければ避難できない方」を対象とさせていただきます。一般的には、一人暮らしの高齢者や障害のある方などです。

### ■避難支援者とは・・・

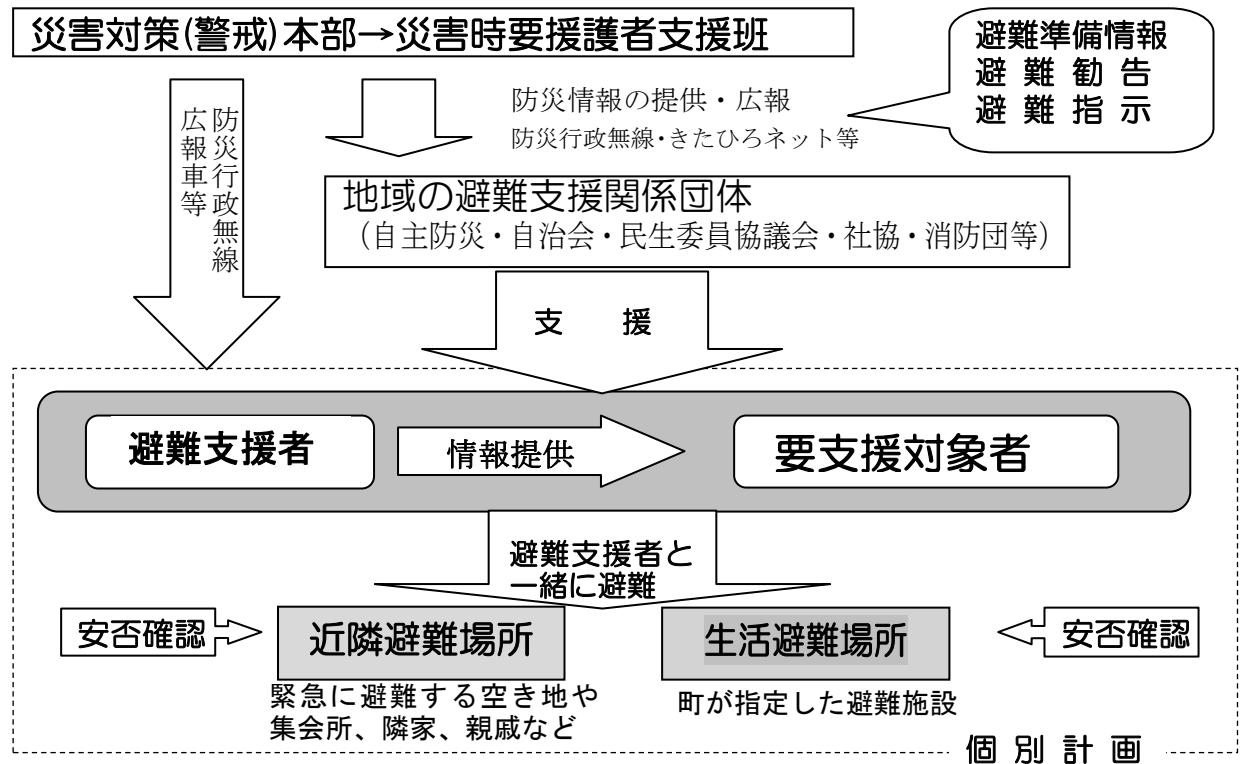
避難支援者には、要支援対象者への日ごろからの声かけや、災害が起きた時の安否確認、避難の手助けなどをお願いします。災害が起きた時に頼りになり、助け合うことができる地域の方となりますので、普段から気軽に話しのできる関係をつくっておくといった心がけも必要です。

避難支援者には、できる範囲での支援をお願いするものです。申請したからといって災害の状況などによっては、必ず支援を受けられるとは限りません。また避難支援者が支援活動を行う責任を負うものでもありません。

## ■登録のポイントは、4つ

- ①支援を希望される方は、申請により事前に登録していただきます。
- ②登録をする際、近隣の方などで支援してくれる方（避難支援者）を複数決めていただき、登録することの同意を得ていただきます。
- ③支援のための最小限必要な個人情報を、避難支援者や避難支援関係団体に情報提供することに同意をしていただきます。
- ④登録事項に変更があったときや登録の抹消を希望するときは、申請により届出をしていただきます。
- ⑤登録の申請は、随時受付けています。

## ■災害が起きた時の流れ・



## ■申請・登録の方法

要支援対象者に該当すると思われる登録を希望される方は、申請書（災害時要援護者避難支援制度登録申請書兼避難支援計画書）を役場・各支所に提出してください。

申請書は、役場福祉課、支所にあります。また、本人が申請できない場合は、家族や保護者などによる申請もできます。

## ■おねがい

この制度は、あくまでも普段からの地域の支え合いによって、少しでも災害時の被害を減らそうとする支援制度です。

申請したからといって、災害の状況などによっては、必ず支援を受けられるとは限りません。また、避難支援者の方にできる範囲での支援をお願いするもので、支援活動を行う責任を負うものではありません。日ごろからご家庭で災害に対して備えておくことが重要です。

## ■問い合わせ先

○避難支援制度について → 北広島町役場 福祉課  
電話 050-5812-1851  
○防災対策について → 北広島町役場危機管理課  
〒731-1595 北広島町有田1234番地 電話 050-5812-1819